

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市障害福祉サービス等及び障害児通所支援利用者負担助成金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	障害者及び障害児の保護者の費用負担の軽減を図るため、障害福祉サービス等に係る利用者負担上限額（※）の一部助成を行う。 （※障害児4,600円、障害者9,300円/37,200円）
補助事業者	障害福祉サービス又は障害者通所支援の支給又は利用の決定を受けた者
補助対象経費	障害福祉サービス等に係る利用者負担上限額
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1～7,440円/月（予算額 721千円）
	○少額（5万円以下）補助金の理由 利用者負担上限額の2割を助成しているため。
補助率等	利用者負担上限額の2割を助成
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 障害者（児）の利用決定に基づき実施するもので、数値目標の設定困難。
補助制度開始	平成28年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象者に通知により案内
事業担当 （担当部署） （電話番号）	社会福祉課
	0259-63-5113